

教えて!!

ポリンくん、ポーリーちゃん

高知県の迷惑防止条例 一部改正



Q & A



Q：どうして条例は改正されたのですか？



高性能カメラやスマートフォンの普及、SNSをはじめとしたインターネット環境の整備が進むなど、社会環境の変化に伴い性的な盗撮行為が悪質、巧妙化して、これまでの内容では、県民の皆さんの平穏な生活を十分に確保することが難しくなったため、改正されることとなりました。

Q：条例のどの部分が改正されたのですか？



痴漢行為や性的な盗撮行為等を規制した第4条の「卑わいな行為の禁止」について改正が行われました。改正の主な内容は、「盗撮行為等が規制される場所の拡大」と「盗撮行為等の前段階からの規制の導入」になります。

盗撮等の規制内容（黒字～以前からの規制 赤字～新しい規制）

行為 場所	盗撮・のぞき見		透視による盗撮・のぞき見	
		その目的でカメラ等 を向ける・設置する		その目的でカメラ等 を向ける・設置する
公共の場所 公共の乗物	×	×	×	×
準公共の場所 準公共の乗物	×	×	×	×
公衆性のある 脱衣場所	×	×		
公衆性のない 脱衣場所	×	×		

Q：新たに盗撮行為等が禁止された場所や乗物は何ですか？



これまでの公共の場所や乗物に加えて、「集会場、会社の事務室、学校や塾の教室、タクシー、貸切バス等の特定かつ多数の人が利用するような場所や乗物」（準公共の場所・乗物）にいる人に対しての盗撮行為等が禁止されました。また、これまでの公衆が通常衣服を身に着けていない場所に加えて、「住宅、会社や学校等のトイレ、浴室、更衣室等の人々が通常衣服を着ていない状態であるような場所」（公衆性のない脱衣場所）にいる人に対しての盗撮行為等が規制されました。

Q：「特定かつ多数の者が利用するような場所や乗物」には、ほかにどんな場所や乗物がありますか？



学校の図書室、運動場、体育館、パーティー会場、研修会場等が該当する場合があります。また、乗物では、スクールバス、会社の営業者や従業員の送迎バス等が該当する場合があります。該当するか否かの判断は、その場所や乗物が、「特定かつ多数の者が集まり、又は利用するような状態であったかどうか」に基づいて行います。

Q：盗撮行為が禁止されていますが、人の姿を隠れて撮影することも規制の対象になるのですか？



条例で規制するのは、人の裸や下着をのぞき見、盗撮する行為、その目的でカメラ等を向けたり、設置する行為です。人の姿を撮影しても、本条例の規制の対象にはなりません。

Q：偶然風が吹いてスカートがめくれ上がった時にシャッターを切って下着が写ってしまった場合も、規制の対象になってしまうのですか？



条例で規制する盗撮行為は、性的な画像を得ようという悪意を持って、人が性的な恥じらいを感じたり、不安を覚えるような方法で、下着等を撮影する行為です。撮影者が意図しなかった不可抗力により、偶然映り込んでしまったような場合は対象にはなりません。

**Q：「盗撮行為等の前段階からの規制の導入」ですが、
こういったことをしてはいけないのですか？**



性的な盗撮行為等が禁止される場所等にいる人の裸や下着を盗撮又はのぞき見する目的でカメラ等を向けたり、設置する行為をした段階からを違反行為として規制するものです。人の裸を盗撮する目的でカメラを設置したが、服を脱ぐ前にカメラを発見された場合等、例え性的な画像の盗撮に至っていなくても、これらの行為をしていれば、規制違反に該当することから、刑罰の適用対象となります。

Q：防犯カメラを設置することも規制の対象となるのですか？



規制の対象となるのは、性的な盗撮行為等が禁止される場所等にいる人に対して、その目的でカメラ等を向けたり、設置する行為です。これらに該当しない通常の撮影や、犯罪被害防止のためのカメラ等を取り付けるといった社会一般常識から考えて正当な行為については、規制の対象にはなりません。

Q：カメラを女性が通りそうな場所に設置する行為は規制の対象となりますか？



性的な盗撮行為等が禁止される場所や乗物にいる人に対して、その目的のもと、スカート内の下着等の性的な映像が撮影可能な位置にカメラを置いたのであれば、規制違反に該当することから、刑罰の適用対象となります。

Q：単にカメラを人に向けたり、置いたりしただけでも規制の対象となるのですか？



規制の対象となるのは、性的な盗撮行為等が禁止される場所等にいる人に対して、人の裸や下着を盗撮又はのぞき見する目的でカメラ等に向けたり、設置する行為です。その目的がなく、単に人にカメラ等に向けただけの場合や、置いただけの場合であって、当然撮影もしていない状況であれば、規制の対象にはなりません。

Q：違反した人にはどんな刑罰が下されるのですか？



規制違反をした人には、6月以下の懲役又は50万以下の罰金の刑罰が科せられます。なお、常習と認められた場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金と、より重い刑罰が科せられることとなります。

Q：これらの新しい規制は、いつから適用されるのですか？



令和3年7月1日午前0時以降に規制違反をした人に対して適用されます。